

## 第41回休眠預金等活用審議会議事録

1. 日時：令和5年10月26日（水）12:59～14:02
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：  
（委員） 高橋会長、程委員、石井委員、清原委員、白井委員、萩原委員、服部委員、  
林委員、水口委員  
（専門委員） 小河主査  
（内閣府） 福田休眠預金等活用担当室室長、田中休眠預金等活用担当室参事官  
（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）  
岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正について  
2. 2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更（案）について  
3. 日本民間公益活動連携機構の2023年度事業計画の変更（案）について

○福田室長 それでは、定刻前ではありますが、おそろいでございますので開始させていただきます。内閣府休眠預金等活用担当室室長の福田でございます。よろしく申し上げます。

ただいまより、第41回「休眠預金等活用審議会」を開会いたします。

本日もオンライン開催とさせていただきます。

皆様、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、野村委員が御欠席でございます。

また、JANPIAからは岡田専務理事、大川事務局長に御出席いただいております。

本日は「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針の改正」「2023年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の変更(案)」及び「JANPIAの2023年度事業計画の変更(案)」について御審議いただきたいと思っております。

本日の会議資料につきましては、議事次第に記載されているとおりです。

それでは、以後の議事進行は高橋会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○高橋会長 皆さん、よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

時間も限られていますので、議事の1～3について、まとめて内閣府、JANPIA、それから、小河主査から御説明いただいて、続けて意見交換とさせていただきたいと思います。

なお、本日の資料及び議事録については、速やかに公表することといたしますので、御承知おきください。

それでは、まず、内閣府より御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中参事官 それでは、資料を共有させていただきます。

資料1のスケジュールでございます。前回御議論いただいたのが9月6日で、出資以外

の部分の基本方針の改定について御議論いただいたところです。前回の審議会以降、基本方針についてはパブコメにかけさせていただいたところでございます。

今回ですけれども、右側の基本方針の改定（Ⅱ）というところで、出資について御議論をいただくことになってございます。あと、左側の箱でございますけれども、23年度の政府の基本計画、23年度のJANPIAの事業計画についても、基本方針の改定に即して変更することとなっています。加えて、基本計画の中に助成額の上限の引き上げ、緊急枠について子育て緊急枠を設けるということを修正いたしておりますので、後ほど御議論いただければと思います。

今後のスケジュールでございます。出資について今回御議論いただきますけれども、それについてはパブコメにかけさせていただいて、12月中に基本方針、基本計画・事業計画を改定するというところでございます。改正法の完全施行が12月末を予定しておりますので、その施行後、来年1月になるかと思っておりますけれども、活動支援団体であったり、出資に関する公募を開始できればと考えてございます。

一方、今回、基本方針の出資以外の部分につきましては10月末に一旦改定をさせていただいて、11月上旬から通常枠の第2回目と子育て支援を含めた緊急枠の公募を開始したいと考えてございます。

続きまして、出資について御説明をさせていただきます。資料2-1を御覧ください。昨年12月の5年後見直しで出資制度についても大枠は決めていただいたところですけれども、今回具体化を図っております。

まず、目的でございますけれども、初期のスタートアップなど、民間資金が十分でない社会課題解決に取り組む団体を対象とし、出資に伴う規律づけを通じた団体の自立化や経営基盤強化を図るということにしております。

出資のスキームでございますけれども、ファンド出資型と法人出資型を併置するということになってございます。

まず、ファンド出資型、下のイメージ図も御覧になりながらお聞きいただければと思います。形式でございますけれども、投資事業有限責任組合という形式を採りたいと考えてございます。ファンドの存続期間につきましては10年程度で、5年程度の延長も可とするということにしております。JANPIAからの出資の規模でございますけれども、年5～10億円ということにしております。

続きまして、第2層から第3層の資金分配団体から実行団体への出資でございますけれども、一実行団体当たり数千万円程度の規模を考えてございます。

続きまして、JANPIAの投資方針・審査プロセスでございます。今回、出資ということなので、社会的成果と収益性の実現の両立を目指すという方針にしております。助成につきましては社会的成果の最大化というところが一番の目的になりますけれども、出資につきましては収益性の実現も加味するというようにしております。

JANPIAの審査体制でございます。左下のJANPIAの中に投資審査会というものを設けたい

と考えてございます。こちらには社会課題解決、金融、会計、法務の専門家にも入っていただきまして、申請した資金分配団体の投資方針、これまでの運用実績、コンプライアンス体制等の観点から審査をするということになってございます。

続きまして、資金分配団体から最後の実行団体の出資先を選定するプロセスでございます。通常、ファンドの中に投資委員会を設けて出資先を決定するというプロセスになりますけれども、休眠預金ということなので、投資委員会の中に社会課題解決の専門家が関与するというので、その専門家の意見を聞いて出資先を決定するというスキームにしてございます。

続きまして、報告義務、評価、情報公開でございます。毎年、実行団体には事業報告を求め、ファンド運営者には運用報告を求めることにしてございます。あと、ファンド運営者につきましては、毎年、全ての出資先に対して社会的インパクト評価を実施して、インパクトレポートを作成いただいて公表することとしております。

最後はJANPIAとファンドの運営者でございますけれども、民間の共同出資者が含まれますので、当事者間の秘密保持義務違反に違反しない範囲で、可能な限り情報を開示していただくという方針を示してございます。

続きまして、もう一つのタイプの法人出資型でございます。こちらのほうは下のイメージ図でございますけれども、例えば地域の複数の企業がコンソーシアムを組んで社会課題解決に取り組む企業に向けた出資を専門的に行う株式会社を設立する、そこにJANPIAが株式出資をする、その新しくつくった会社から実行団体に投資をするというスキームになってございます。JANPIAは10年程度をめどに株式を売却する。ただし、JANPIAの株式処分後も新しく創設した株式会社である資金分配団体を存続させて、出資を継続することが可能というスキームになってございます。団体の選定方法であったり、報告、評価、情報公開については、ファンド出資型に準じることとしてございます。

続きまして、資料4を御覧いただければと思います。前回の出資以外の部分の基本方針でございますけれども、9月12日から1か月間パブコメをかけさせていただいたところでございます。意見総数としては10件ございました。今日は時間の関係で詳細は省略しますが、この中で表現の適正化に関する意見が2件ございまして、資金支援、社会的インパクト評価という言葉の表記が揺れていたところがあり、そこを御指摘いただいたので、修正してございます。この審議会が終わった後に、この結果についても公表したいと考えてございます。

それでは、資料5を御覧いただければと思います。こちらは政府の策定する基本計画及びJANPIAの事業計画の変更についてです。

まず、政府は基本方針に即して毎年度、基本計画を定める。指定活用団体であるJANPIAは基本計画に即して事業計画及び収支予算を作成して、政府の認可を受けるということになってございます。今回、先の通常国会で法律改正が行われて基本方針を変更していますので、それに伴い、今回は基本計画とJANPIAの事業計画も変更するというものでござい

す。

2の変更のポイントでございます。まず、今年度の通常枠の助成総額の目安でございます。現在、上限が40億円となっておりますけれども、それを50億円に増額するという変更をしております。前回御議論いただいた助成総額、今後5年間で300億円というところの中期目標、あるいは足下の資金需要の増加というのは、通常枠の申請要望がかなり増えてございまして、第1回の通常枠の採択額だけで39億弱まで来ています。第2回は11月から公募を行うわけですが、上限枠ぎりぎりまで来ているということで、今回10億円増額したいと考えてございます。

2番目が緊急枠でございます。これまで緊急枠につきましては新型コロナ、あるいはウクライナ情勢を受けた物価高騰の対応枠という形で設定をしておりましたけれども、今回、そこに子育て支援というものを加えて、「物価高騰、子育て及び新型コロナ対応枠」に改組する。そして、助成総額の目安についても35億から40億に増額するという変更をしたいと考えてございます。

3番目のその他の運用項目でございますけれども、国際協力のところから、成長期・成熟期の活動支援、こちらは主にJANPIAの事業計画の中で修正をしておりますので、こちらにつきましてはJANPIAのほうから説明をお願いしたいと思います。

○大川事務局長 JANPIAの大川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、今、内閣府から御説明いただいたところの続きで、JANPIAの事業計画の改正案につきまして、御報告をさしあげたいと思います。

今回、まず、法律の改正事項への対応というところを書いてございます。こちらは先ほど内閣府から御提示いただきました主な変更点の資料の中の⑤というところに該当しますが、国際協力への支援といったところでございます。事業計画に変更すべき内容、記載する内容がグレーの網掛けのところ、また、具体的にJANPIAの中ではどう運用していくのかというところを下段のほうに少し整理をさせていただいています。

簡単にまとめますと、活動が国外に及ぶ事業を採択の対象に含めて、外交政策との整合性、団体の安全性確保、実効的な監督評価、こういった見地から個々の事業ごとに総合的に判断をしていくというようなことがまとめて書いてございます。休眠預金の助成金を適切に扱っていただける団体に適切な事業運営をお願いしていくという前提がありますので、一方で、国際化への進展といったところにしっかりと対応していくという趣旨でまとめさせていただきます。

そのほか運用事項になりまして、先ほど内閣府の御説明の資料の中でまとめられているところを私どものほうから少し解説させていただきたいと思います。

まず、見直し事項7番というところですが、助成限度額のところです。こちらも先ほど田中様からお話がありましたとおりで、40億の枠もぎりぎりまで来ていますので、今回10億増額いただきますので、踏まえて11月から公募をスタートしまして、第2回の通常枠の公募を始めていきたいということでございます。参考までに審査員のコメントなども記載

してございますのでお目通しいただければと思いますが、資金需要、休眠預金の活用事業に対する資金需要も増してきていると、また、ソーシャルビジネス等への支援を基とした事業も申請が増えてきているというような状況を御理解いただけたらと思っております。

緊急枠のところ、先ほどの御説明でも5億円増額し、かつ子育てという支援枠、名称を改組しまして進めていくということでございます。実際に既に休眠預金の事業の中でも様々な事例が創出されております。参考までに下に3つほど掲げてございます。シングルマザー支援といった領域であり、また、母子家庭向けの居住支援、あるいはひとり親世帯に向けた食、または居住支援、こういった領域の事業です。通常枠・緊急枠、それぞれで行われております。資金需要は非常にあるかなと思っておりますので、こういった事業も私どものほうの公募の説明会等でも周知をしながら、より一層こういった枠を活用して、緊急的な社会課題の解決に皆様にお取り組みいただけるように進めてまいりたいと思っております。

もう一つは、行政施策との役割分担の整理というテーマです。こちらは行政とNPOの連携が進んだ分野の事業、ここによって行政の支援といったところが後退していかないようにということを前提とした行政施策化の見通しであったり、そういったところをしっかりと審査の中で見ていきますということでまとめさせていただいております。

実際にこの資料の中の③のところにもありますが、申請事業終了後に自治体に対する行政施策から働きかけ、または行政補助金等を活用した事業継続、こういったことを自治体に企図して、かつそれが実現しつつある事業というのも創出されております。今日、詳しくは御説明いたしません、資料の後半のほうに事業継続に関する事例を御紹介させていただいておりますので、ぜひそちらをお目通しいただければ幸いです。

こちらが行政施策と役割分担の整理です。

次が自己資金の確保でございます。こちらも昨年来、何度となく議論を重ねているような件でございますが、まとめますと、資金分配団体におきましては資金基盤、事業経営基盤、組織基盤等の事項を総合的に評価するという整理でございます。つまり、従来ですと自己資金を用意した上で休眠預金の事業に参画いただくことを必須要件としていたわけなのですが、そこを改めまして、様々な事項、この資料でもアンダーラインを引いたようなところなのですが、こういったところを総合的に評価させていただき、事業への参画、また、事業継続に向けた実行団体の支援の状況、支援の計画、こういったところをしっかりと見させていただきながら、採択された事業においては、しっかりと皆様と取組を進めていく、こんな方向性を考えているということを書かせていただいております。

また、実行団体においては引き続き事業費の20%以上の自己資金を御利用いただくのですが、ここも柔軟な措置も活用しながら、有効に自己資金を組み込みながら事業を運営していただき、また、事業継続に向けた取組を進めていただくとしてございます。

もう一つは、この下に書いてございますが、自己資金比率を設定しております。その比率、あるいは設定の可否みたいなどころもあるのですが、実行団体の自立との関係、こう

いったところにつきましては引き続き調査研究を進めてまいりますので、分析・検証と書いてございますが、この事業継続に向けた資金調達の在り方も含めて、引き続きJANPIAとしても検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

もう一つは、同一事業の再申請・事業期間の延長といったところを書かせていただいております。端的に申しますと、過年度と同一の事業であっても他の要件とともに総合的に評価する、他の要件と書いておりますのはアンダーラインを引いたようなところがございますけれども、特にこの下、事業の革新性ですとか持続可能性、事業実施による波及効果の観点、こういったところを見ながら、申請事業の評価といいますか、審査のプロセスの中でも確認させていただくということで、いわゆる同一な内容の申請であっても採択の可能性が出てくるということでございます。

また、事業期間の延長につきましても、コロナ禍の影響というのは前回御議論いただいておりますのでありますが、改めてコロナ以外の影響による事業延長につきましても、その事業の自立化に向けた具体的な見通しなども踏まえて、総合的に判断するとさせていただいております。実際のところ、事業継続が困難な時期が例えば事業期間中にあって、それがどのような理由だったかということを経験させていただきながら、それが延長することによって事業の効果が発現するというのであれば、一定の延長をお認めするというような考え方を運用していくという趣旨をまとめてございます。

成長期・成熟期の活動支援ということになります。要約して御説明いたしますと、過年度の採択事業で一定のインパクトを創出した事業について、事業モデルの横展開や新たな手法による事業実施の支援など、成長期・成熟期の団体の活動の支援の在り方を検討していきますという趣旨でございます。具体的な支援策は下にまとめてございますが、これまでも様々な成果、実装化された応用可能な課題解決の手法、団体相互間のネットワーク、企業との連携、評価手法の活用といったものが進みつつございます。私どももそこに力を入れて取り組んでいるところでありますが、引き続きそういった取組の中で、より成長期・成熟期の活動といったところに資金の活用も進めながら、皆様が連携しながら全体として底上げが図られていく。こういったところを実現してまいりたいと考えてございます。

具体的にシンポジウムの実施ですとか、資金分配団体のプログラムオフィサーの皆さんが集まったの意見交換の機会ですとか、そういったものも主体的につくっていくということでもあります。

事例として、実際に今、資金分配団体が支援をしていたある事業があつて、実行団体の事業が終わりましたと、終わるのだけれども、次のステップでこういうことをやりたいというニーズが実行団体側にあつて、そのニーズを酌み取った資金分配団体が、そのニーズに対応できる別な資金分配団体を御紹介するといったケースもありました。もちろん公募によるものですので、紹介したといっても、それが採択されるか、されないかは分からないのですが、結果としては、公募があつて、そこに応募いただいて採択されたといった事例もありましたので、そういった成長段階に応じた休眠預金の事業の活用という流れもあ

ってもいいのだろうと考えているところでございます。

以上が事業計画に反映した要素でございます。

それ以降の資料は参考資料ですので、本当に簡単に触れさせていただきます。

まず、活動支援団体、今回は次の12月になりますけれども、私どものほうでも検討を鋭意進めております。様々な課題もありますので、現場の状況ですとか、ソーシャルセクターにおける実情なども踏まえながら、よりよい形での制度設計を進めてまいりたいというところで、今進めているということの御報告であります。

あと、実行団体の数も1,000を超えたというようなところも御覧いただければと思います。

また、地域での活用といったところもあるのですが、資金分配団体がまだまだ存在しない県がありまして、実行団体の数がこの表に都道府県単位で整理されているのですが、一桁台のところは地域分配団体がないというケースが多い。こういうことを踏まえまして、活動支援団体の枠組みを活用しながら、各都道府県単位にも資金分配団体が広まっていくということを目指してまいりたいと考えているところでございます。

通常枠の第1回の結果などをまとめてございます。また、資金の活用状況もまとめてございますのでお目通しいただきたいと思いますが、コロナ緊急枠のほうが、まだ2.3億円ということで活用の余地があるというところを踏まえて推進を図っていくということを先ほど御説明した次第でございます。

以降、JANPIAの取組などをまとめてございますので、お目通しいただければと思います。

最後、事業継続の実情ということで、実際の事例を4つのカテゴリーに分類しております。それぞれに対して先ほどの行政の事業への接続というのがありますが、それ以外の幾つかの事例もございまして、カテゴライズしたものに対して一つ一つ事例を用意してございますので、お目通しいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、ワーキンググループの議論について、小河主査から御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小河主査 昨日、第21回のワーキンググループが開かれまして、資料9のとおり御報告をさせていただきますと思います。

まず、出資についてです。各地の民間公益活動を担う団体が今回始まる出資事業について理解や関心を深めてもらうように、ファンド出資型と法人出資型、それぞれについて事業モデルを提示するなど、積極的な周知に努めてほしい。

2点目、情報公開については出資先企業が萎縮しないように、民間共同出資者と秘密保持義務だけではなく、出資先企業等の意向も踏まえた上で開示する情報の範囲を明示してほしい。

3点目、社会課題解決に取り組む団体の成長段階に応じて資金提供の多様化が必要、本

制度においても今後貸付けの解禁を検討してほしいというものです。

休眠預金制度全般については、資金分配団体が所在しない地域や少ない地域において、資金分配団体の候補となり得るような団体等に対して好事例を紹介し、共有するなど、積極的な制度のPR活動を進めてもらいたいという点です。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

先ほど内閣府、JANPIA及び小河主査から御説明いただきましたけれども、これらに対する御質問・御意見を含めまして、どなたからでも結構ですので、御発言があればお願いします。いつものように発言されたい方は手を挙げるボタンで表示していただきましたら、私から指名させていただきたいと思います。

それでは、水口委員、どうぞ。

○水口委員 まず、出資についてコメントしたいと思います。この休眠預金制度のモデルになったイギリスのビッグ・ソサエティー・キャピタルは、もともと出資の仕組みをうまく活用してイギリスにおけるインパクト投資のコミュニティーを大変広げてきたという実績があります。ですので、今回、休眠預金の制度が出資の分野に踏み込んだというのは大変よいことだと思っています。加えて、これをきっかけに日本におけるインパクト投資全体が広がっていくことを期待したいと思います。その前提で幾つか意見を申しします。

まず1点目ですが、資料2-1において実行団体に対してインパクトレポートを求めるとなっております。これはよいことだと思えますが、実行団体だけではなくて、資金分配団体もインパクトレポートが必要であろうと思います。資金分配団体自身がどれだけのインパクトなのかということをしちんとレポートしていくことが必要ですので、資金分配団体にもインパクトレポートが必要ではないかというのが1点目です。

2点目は、それとも関わるのですけれども、資料2-2の6ページに、資金分配団体の選定における審査基準というのがあります。これはJANPIAが資金分配団体を選定する際の審査基準で、出資の場合はどうするかというのは左側に書かれておりますが、この事業計画の内容のところの一番上、社会課題解決に向けた支援策の提示というところですが、ここは出資における、いわゆるインパクト投資の世界だと思えますので、もう少しインパクト投資に即した書き方にしたほうがよいのではないかと思います。

単純に、出資の側というのはインパクトのありそうな先を選んで投資をするということではなくて、資金分配団体自身に具体的な解決すべき課題があり、その課題をどうやったらうまく解決できるのかというセオリー・オブ・チェンジとロジックモデル、これを合わせてインパクト戦略というのですが、資金分配団体自身がインパクト戦略をしちんと示し、そのロジックモデルとセオリー・オブ・チェンジを示し、それを評価する、つまり、どうしたら社会課題の解決ができるのかというセオリー・オブ・チェンジ、インパクト戦略のよしあしで資金分配団体が選ばれるべきだろうと思います。



資金分配団体のインパクト戦略が明確でロジックモデルが明確であれば、ロジックモデルに沿ったKPIを設定することによって、どこまで進んだかが分かりますから、それによって先ほどのインパクトレポートが書ける、つまり、インパクトをすごく細かく測定するのではなくて、ロジックモデルのよさと、それに基づくKPIの進捗状況という形でインパクトレポートが書けるのではないかと思います。

最後に、資料の2-1に戻っていただきまして、ファンド出資型のイメージの一番下の図のところを御覧いただきたいと思います。このファンド出資型のイメージは、ファンドの運営機関が、いわゆるGP、ジェネラルパートナーとなり、JANPIAと共同出資者がリミテッドパートナーシップ、いわゆるLP出資者になるということだと思います。この場合に、GPとLPの関係はこれでもよいのかもしれませんが、JANPIAとその他の共同出資者との関係が問題になるかと思っています。

通常のインパクト投資とは違い、休眠預金の制度では民間だけではできないような社会課題を解決することに意味があると思います。民間だけではできないような社会課題の解決というのは、民間だけではリスクが大きすぎて手を出せないような、つまり、出資は当然ながらうまくいくかもしれないけれども、うまくいかないかもしれないわけですから、民間はなかなか手を出せない、そういうことだからこそ休眠預金がお金を出して、そういう社会課題の解決に手を貸すことが必要になるわけです。JANPIAと共同出資者がLPとして全く同じ立場だったら、共同出資者は民間としてそもそも手を出せない領域は、やはり手を出せないということになってしまうのではないかと、そういう危惧を覚えます。

JANPIAのほうが同じLP出資者でも少し余計にリスクを取ってくれる、そうすることによって民間の共同出資者もお金を出しやすくなる、何かそういうスキームを考える必要があるのではないかと思います。

具体的にどうしたらいいのか、なかなか難しいのですけれども、ファンドの出資で劣後出資というのがあり得るのかどうか難しいですし、JANPIAがある種GP的な役割を果たすのかもしれませんが、何らか民間の共同出資者が入りやすいように、その分JANPIAからの出資が何かリスクを余計に取る、こういう仕組みにしないと、結局のところ、民間でもできることにJANPIAがお金を出したというだけになってしまうのではないかと。民間でもできることにJANPIAがお金をただ追加的に出したというだけでは、JANPIAが出したお金の分だけしか効果がないわけですので、それはあまり大きな意味をなさないのではないかと、民間ができないことをできるようにするためのスキームとして考える必要があるのではないかと、思います。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

3点とも非常に重要な点だと思いますが、基本的にどう考えたらいいか、内閣府はいかがでしょうか。

○田中参事官 ありがとうございます。

先ほどファンドの審査基準について、まさに資金分配団体のインパクト戦略のところをきちんとロジックモデルも使いながら、そういった戦略をつくるというところは、評価項目というか審査の基準の中に入れていたいと思っていますし、インパクトレポートも出資先の社会的インパクト評価というのが中心になるかと思えますけれども、それをきちんと資金分配団体がどのようなアウトカムで出していくかというところも、インパクトレポートの中に含める形で考えたいと思っています。

最後のところ、JANPIAと共同出資者との関係については、こういった形でJANPIAがリスクを取る形ができるのかどうかというところは、仕組み的にはなかなか今すぐに解決策が思い浮かばないのですけれども、こういった形が考えられるか、今後、制度を具体化していく中で考えていきたいと思っています。

○福田室長 3点目については、確かにごもっともな御指摘なのですけれども、民間だけでは対応できないような課題、あるいは民間でまだ対応できるかどうか定かではないような課題について、JANPIAの出資を一つの呼び水効果といいますか、あるいはトライアル的に取り組むということで出資をするというところに意味があるのかなと私は考えておりました、そういう観点からさらに踏み込んで、JANPIAのほうに、よりリスクを負わせるということが本当に必要なかどうかということも含めて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、服部委員、お願いします。

○服部委員 御説明ありがとうございます。

基本方針のほうから幾つか御質問等をさせていただきたいと思っています。

まず、助成のスタートのときもいろいろと状況判断というものもあり、出資がようやくこの段階で始まるというのは段階を経てよかったのではないかなと、時宜を得ているのではないかなと感じているところです。助成と出資というのをどのように分けていくのかということをしつかりと考えていく時期でもあるということに言い換えられるのではないかなと思っています。

まず、これは確認なのですけれども、資料2-1のファンド出資型のイメージのところの投資委員会と社会課題の専門家の関与の図のところです。JANPIAの投資委員会の中には社会課題の専門家が入ると明記されているのですけれども、投資委員会の中に社会課題の専門家が委員として加わるという理解でいいかどうかということを確認したいです。

といいますのは、ファンドだからファンドの専門家がやるということになると、これは全く先駆性がない。この休眠預金等は先駆性があり、そして、社会実験だということを当初言ってきたということを考えれば、専門家とは、要するに投資委員の専門性とは何かというのはファンドだけではないですねと、社会課題に取り組んできた人、これがまさにとっています。随分前ですけれども、アメリカでそういったノンプロフィット・ファイナンス・ファンドをやってらっしゃる方の代表にお会いしたときは金融の専門家ではありま

せんでした。むしろ、コミュニケーションの専門家ですとお答えになっていた。そこが大変大切なことだと思いますので確認したかったというのが一つです。

それに関わるのですけれども、要するに出口戦略ということをどのように考えて議論するのかということだと思います。基本方針の中にも書かれてあったと思うのですが、出口戦略を考えた上でポートフォリオを組むとかというような表現があったときに、では、この出口戦略とは何なのですかと、先ほど助成でやったときの事業継承について簡単に言及していただきましたけれども、では、出資の場合はどうなのでしょう。やはり利益をとやってしまうと、実行団体が今までと何ら変わらない、自由な発想でチャレンジするということを阻害してしまわないかなということ懸念しています。

つまり、お金を出してくれる人はたくさん出してほしいけれども、インセンティブを収益が上がります、社会課題のバランスですといった時点で今までと変わらない。実行団体のチャレンジを応援するものと、表現は美しいのですけれども、それが伝わるような熱い思いがちゃんと伝えるような文言にする必要があると思います。これだと非常にゆっくりとファンドが立ち上がるというようなことになりかねないと思っています。

結局、低収益のものは助成でという文言が、基本方針の中のどこかに出ていたのですがそうではないと思います。出資にそぐわないものはありますので、例えば、生活困難者に対してとかなど多様にあります。休眠預金で対象としている分野があるわけですから、そうすると、そぐわないものは助成ということになりますけれども、実行団体が成熟してきましたとか、先ほどの助成の説明のように申請額が増えてきましたとかということであれば、出資対象へスイッチしていくべきではないかなと考えています。本日は出資のことについての議論ですけれども、当然ながら出資と助成とトータルでデザインしていく時期なのではないかなと思っていますので、そのようにぜひ御検討ください。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

これも内閣府の見解を聞きたいと思います。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

まず、ファンドの投資委員会でございますけれども、ここはファンド運営者、GPが投資委員会の中に設けるというイメージでございます。そこで社会課題解決の専門家の関与という形で書いたのは、投資委員会の中に入ってしまうと、出資先を決めるというところで責任が発生するので、なかなか外部の専門家が入りにくいのではないかとこのことをヒアリングの中でお聞きしました。

もちろん投資委員会の中に社会課題解決の専門家が入っていただいて、中がっちりやっていたとというのは全く排除するものではないのですけれども、そういった形が難しい場合に、例えば外部から投資委員会に呼んで、社会課題解決の方の御意見を聞くという形で、出資先の選定に反映させるというような形もあるのではないかとこのことで、なかなか社会課題解決の専門家が、投資委員会の内部まで入って責任を取るところまで

難しいというときに、外部から聞けるような形で幅広く考えた形が、外で矢印が出ている形になっているところがございます。先生がおっしゃったとおり、そこは引き続き皆様の御意見等も聞きながら検討したいと考えてございます。

あと、出口戦略、あるいは助成と出資のつながりの部分をトータルで考えるべきというのは我々も同じ認識でございます。今回、助成という世界から出資というところで、多分、出資はスモールスタートで始まることになるかと思えますけれども、助成で育った事業を展開したところが、今度、さらに出資というステージに踏み込んで、さらに団体の自立化や経営基盤の強化を図るところが、我々も想定している休眠預金でやっていくスキームの一つのいい事例かなと思っています。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、清原委員、どうぞ。

○清原委員 清原です。まず、本日報告していただきました基本計画及び事業計画の変更、それから、助成限度額の増額について了解いたします。特に少子化の深刻化が指摘される中で、緊急枠に物価高騰、コロナに加えて、子ども・子育て支援枠の拡充があるということとは有意義だと思います。

また、JANPIAさんの御報告にありました行政施策との役割分担や自己資金の確保、それから、事業の持続可能性への視点、このことを伺っておりまして、改めて休眠預金により創出された、あるいは拡充された様々な事業の持続可能性のために、この出資ということが、まさに生かされるべきではないかと思い今日の出資のお話を伺っていたところです。

加えて、今の水口委員、服部委員のお話を聞いていて、改めて助成によって生まれた事業をいかに地域で定着し、持続していただくか、自己資金の確保に向けても出資が適切に生かされることが重要ではないかと受け止めたところです。そこで幾つか申し上げます。

資料2-1、資料2-2に出資について書いていただきましたが、資料2-1を見まして、かねて実行団体、資金分配団体のヒアリングをした際、特に地方創生、地域活性化の支援に関わっていらっしゃる方が、出資というのが重要ではないかと言われたことを思い出しています。まず、慎重に成功事例を生み出していかなければいけないということを委員の1人として責任を感じているのですが、今、投資委員会の御説明がありまして、いわゆる社会課題解決の専門家が委員として入るのは望ましいのだけれども、もし、それが難しい場合にも投資委員会に社会課題解決の専門家が関与する、加えてJANPIAの皆さんがオブザーバー参加するとあり、これは極めて重要なポイントだと、改めて今のやり取りを伺っていて確認させていただきました。

金融的な視点だけであれば、一般的なファンドでも取り組んでいただけると思いますが、これまでの休眠預金の取組を踏まえますと、服部委員がおっしゃいましたように、社会課題解決においてなかなか困難があるところに休眠預金が生かされてきましたので、そのような活動の持続可能性、あるいは拡充の点から、出資が生きるための選考ができることを願っています。

そのためにも、第2に、金融的な側面だけではなくて、今年の6月の法改正において法の目的に「ソーシャルセクターの担い手の育成」が付加されました。まさに休眠預金活用法の趣旨が「ソーシャルセクターの担い手の育成」ということが明示されたわけですから、この出資においても金融の部分、経済的な資金の部分での支援だけではなくて、ソーシャルセクターとしての実効性があるための支援ということが、より一層求められていくと思います。これまでもプログラムオフィサーの皆様の御活躍によってソーシャルセクターの担い手が育ってきたわけですから、ぜひJANPIAの皆様におかれましては、この分野での支援の在り方について創意工夫をお願いします。

3点目、基本計画の期間はこれまで5年間でしたが、いわゆるファンドの存続期間は10年程度となっています。そこで私たちが依拠する基本計画の期間は5年ですが、出資となりますと10年という期間になるわけですから、報告義務、インパクト評価、情報公開とされている点が極めて重要になってくると思います。これについては先ほど水口先生から大変重要な視点を提起していただきましたので、ぜひ10年程度となっている出資の期間を着実に歩んでいただきますためにも、適切な報告を受けて適切な支援がまさに伴走していかなければいけませんので、この点についての留意をお願いしたいと思います。

最後に、いわゆるファンド型だけではなくて、法人型が提起されたのですけれども、地域の中で異なる活動をしている異なる強みを持つ企業がコンソーシアムを組むという出会いのきっかけを休眠預金の出資というものが促すのであるならば、これは重要な地域の活力を生むことにもなると思います。そこで、どんどんPRをしていただきまして、社会課題に取り組む地域で、今まで担い手でなかった皆様がコンソーシアムという形で出会って、連携の輪を広げていただきますように、格別の強力なPR、そして、特に今まで休眠預金の助成が少なかった県において、ぜひコーディネーターが生まれますような支援を願っております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。大変勇気の出るお話だったと思います。

続きまして、白井委員、お願いします。

○白井委員 いよいよ本当に出資が始まるということで、そこに対する期待に関しては、本当にほかの委員の皆さんと共通でございます。本当に今までやったことのないことを始めるということで壮大な社会実験です。当然計画どおりにいかないという点も含めて、本当に皆で後押しをしていけるような動きになっていければと思っています。

一つ、私のほうから、通常枠、緊急枠についてです。今回50億円に増額されたということなのですが、それで足りるのかなというような感覚を持っています。1回目の助成で半分以上使ってしまったというようなことも聞いていまして、目安は50億円ということなのですが、あくまでも目安は目安というところで、本当に世界情勢も刻々と変化しているという中で、どうしても必要なものに関してはしっかり議論した上で、その目安というものをどう扱うかということに関しては考えたほうがいいのではないかと考えています。

緊急枠について、使いきれていないというような話があったのですが、当然ニーズがないというわけではなくて、使いにくさがあるから手を挙げにくいというようなところがあるのだらうと考えています。実際、そういう声も聞きます。というところで、幾ら緊急的な課題に対するソリューションだからといって、いわゆる目先の結果を出せと、短期的に結果を出すというような支援ばかりではないと思いますので、そちらのほうはどうやったらニーズのあるところに支援を届けられるのかという観点で、弾力的に考えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

枠については私も気になるところで、そもそも全般的に増えているのか、それとも特定分野で増えているのかということも含めて、枠について内閣府から考え方を示していただけますでしょうか。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

今、分野につきましては、先ほどJANPIAのほうから説明がございましたとおり、子育ての関係が増えている状況でございます。なので、今回40億から50億という引き上げなのですが、通常枠で子育ての関係で応募されていて、残念ながら不採択になった団体については、今回、子育ての緊急枠ができますので、そちらにある程度流れていくこともあるのかなと考えてございます。

あと、助成額の上限でございます。これまで40億円の上限になっていたわけですが、前回の中期計画の中で、これまで10%程度増えてきたところも踏まえて、今後さらに、300億円というのは年50億円を出発して年10%増えるような計算で大体300億という目安になっていきますので、また来年度、このまま趨勢が続けば増加をしていくということになるかと思えます。資金需要の状況もありますけれども、年々増加傾向にありますので、50億円で一定というわけではなくて、今後も状況を見ながら増やしていくということを検討したいと考えてございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

程委員、どうぞ。

○程委員 この制度の最初から、この委員会でお世話になっておりますが、まず、枠が増えて、また5年継続するということはとても喜ばしいことだと思いますし、また今回、出資の領域に踏み出すということも、とてもいい方向に向かっているなという感想です。

JANPIAの皆様、内閣府の皆様、私たちの目に見えないところでいろいろと苦勞がたくさんあると思いますが、ここまでやってきていただいて本当にありがとうございます。

その中で、一つは出資のところ、これは皆さんがおっしゃっていたいろいろとハードルもありますし、難しいところもあります。出口の定義も通常のファンドと全く違うと思いますし、また、専門家の入れ方もいろいろ工夫が必要だと思います。あと、失敗という言葉もあります、普通のベンチャー投資と違う意味で失敗というのは、どういうのが失敗

なのかという、人それぞれ、皆さん印象が違うので、ある意味で、そういった認識合わせもしていけないと、逆に揚げ足を取られてしまうようなこともありますので、御提案としては、もう少しスモールスタートということもありましたけれども、委員会でもきめ細かく、どういうところまで選定して、それがどう展開していくかという、もう少し頻度を上げたモニタリングの委員会も成功させるという意味でも必要なのかもしれない。

あと、民間のほうの仕事を私もたくさんしていますが、基準としては経済価値とソーシャルインパクトを両立するというのをパーパスの中に埋め込んで企業活動が進んでまいりますので、皆さん、企業側もこういった形、特に法人型を含めて一緒にやっていくということは追い風になっていると思いますので、その機運をうまく捉えていただきたいと思っています。

そんな中、伴走支援の形だとか、企業側がもう少しそういった伴走を支援するようなプロボノで活動するというようなスキームをつくれると思いますし、また、企業側が求める報告のインパクト評価の仕組みなども、もう少し標準化できる場所もあると思いますので、いろいろな社会実験を企業と共に実践していただきたいと思っていますので、今後とも頑張ってくださいと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

モニタリングはぜひともきめ細かくできるように、事務局に工夫をお願いしたいと思います。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 石井でございます。よろしくお願いたします。時間も迫っておりますので端的にいきたいと思います。

出資のところなのですけれども、こういう形でというのはすごくよいことなのかなと思っておるのですが、どうしても実働を見てしまうと、ファンド出資のところの特にファンド側なのですけれども、社会的成果と収益性という話の中で、どうしても収益性というものに目が行ってしまいます。かつ民間からの出資割合50%以上を目指すとなったときに、収益という言葉が強くなってきくと、そもそもやりたいこととずれてきてしまうのではないのかなというか、感想としてそんな気がいたしました。

恐らく最初はJANPIAさんが出資をするような形で、そこに民間の出資が入ってくるだとか、段階的に構成されてくるのかなと思います。収益を追求するような、つまり、利回り何%という世界ではないので、投資回りで1.0以上となっております。やはり最初はJANPIAさんが、先ほど呼び水とありましたけれども、まさにそういう効果かなと思うのですが、収益ということがどうしても、私も民間で仕事をしていることが多いので、そこに目が行ってしまいますので、その辺りは工夫という発言が軽いかもしれないですけれども、仕組みとして必要なのかなと思います。

仮にこの出資が返ってこなかった、それだけをもって失敗とするのかとなってしまうと、

ほかの政府のファンドの利回りがあるのと、また違う話だと思っておりますので、そういったところで、ふわっとした話ですが、収益というのはあまり前に出ずに、どういうことを目的に出資するのだと、これも先ほどございましたが、出資と助成と2つのメニューがある中で、資金をいただく団体からすれば、助成でいただきたいとなってしまうがちなのかなと思ったりもしながら、どういうものは助成がなじむのか、また、どういうものは出資がなじむのか、何となく対価があるようなものは出資なのかなと思ったりもするのですが、進んでいくと、非常によい仕掛けになるのかなという気がしております。

引き続きよろしく申し上げます。ほとんどコメントでございます。以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局には、ぜひとも収益性のところについての丁寧な表現の工夫をお願いしたいと思います。

最後に、林委員、お願いします。

○林委員 林でございます。今、石井先生がおっしゃったとおりだと思っております。どうしても出資といいますと、元本を回収しないといけないところから議論がスタートするような側面があります。今般の見直しの目的の一つは選択肢を広げることと理解しておりますので、助成はリターンがゼロですけれども、少しでもリターンがあれば、それはそれで良いという考え方もあると思います。

それから、原資が国民の税金であることを踏まえると、慎重に進めないといけないところは理解いたしますが、例えば今、DXの世界では「早く始めて早く失敗しろ」と、といった側面もあります。少し幅広に始め、モニタリングしっかりやりながらPDCAを回していく等、積極的に進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

JANPIAさんには特にお伺いしませんでしたけれども、何かコメントはございますか。

○岡田専務理事 いろいろと貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

今後、実際の実務に落とししていく中で御参考にさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、大変恐縮ですけれども、時間も来ておりますので、本日の意見交換をこれで終了したいと思います。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○田中参事官 どうもありがとうございます。

基本方針の出資部分の改正案につきましては本日の御意見等も踏まえてパブリックコメントにこの後付して、次回の審議会において、その結果を報告させていただきます。

また、基本方針の出資以外の部分の改正案、あと、基本計画の変更案、あるいはJANPIA



の事業計画及び収支予算の変更案につきましては、本日いただいた御意見も踏まえて、必要な調整を行った上で、内閣総理大臣による決定・認可に向けて、速やかに手続を進めてまいりたいと思います。

次回の会議日程につきましては、後日、事務方から連絡をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、これにて本日の議論は全て終了いたしました。どうもありがとうございます。退室いただいて結構でございます。